

## まちづくりへの提言

# ご意見・ご要望をお待ちしています

町では、皆さまからの町政に対するご意見・ご要望を受け付けています。頂いたご意見・ご要望はまちづくりのための参考とさせていただきます。

ご意見・ご要望および回答は、広報の誌面に匿名で掲載いたします。ただし、掲載する内容は、町の振興に関する建設的なものとし、次の場合は原則として回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ①町政に関係ないもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③苦情または、特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
- ④企業などの営利・営業活動を目的とするもの
- ⑤政治・宗教に関するもの

なお、必須事項（氏名、住所、電話番号等）の記入がないもの、または入力不完全なものについては、町政の参考にさせていただきますが、回答いたしかねますのであらかじめご了承ください。

掲載された個人情報、ご意見・ご要望の内容に回答、確認するときのみ利用させていただき、これらの目的以外には一切使用しません。

### ご意見・ご要望の提出方法

- 封書またははがき  
宛先に、「〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1 鶴田町役場企画観光課「まちづくりへの提言」係」と明記してください。
- メール  
鶴田町ホームページのご意見・お問い合わせフォームから件名に「まちづくりへの提言」と入力してください。
- ファックス  
FAX：0173（22）6007 まで  
件名に「まちづくりへの提言」と明記してください。

## 入院時の食事療養費および生活療養費の標準負担額が変更となります

■問い合わせ先：健康保険課 国保介護班（内線 144）

平成 30 年 4 月 1 日から入院時の食費の負担額（食事代）および医療療養病床に入院している 65 歳以上の皆さまの光熱水費（居住費）の負担額が下記のとおり変わります。

### ◆入院時の食事代（1食あたり）および療養病床の居住費（1日あたり）

所得区分		一般病床・精神病床等		療養病床			
				医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方	
		食費（1食）		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
住民税課税世帯	一般	460円 -360円		生活療養（Ⅰ） 460円	370円	生活療養（Ⅰ） <del>360円</del> 460円	370円 <del>200円</del>
				生活療養（Ⅱ） 420円		生活療養（Ⅱ） <del>360円</del> 420円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下	210円	210円	370円	210円	370円 <del>200円</del>
		過去1年間の入院日数が91日以上	160円（※1）				
	低所得Ⅰ	100円		130円	100円		

※1：適用を受けるためには申請が必要となります。申請には入院日数が確認できるもの（領収書等）をお持ちの上、役場健康保険課⑤窓口までお越しください。

# 町税は、コンビニ、郵便局で納付できます



下記の町税は、平成29年5月から、コンビニエンスストアや郵便局で納付できるようになっています。  
コンビニで納付する場合は納期限内であれば、土日や祝日、夜間でも納付することができます。併せて郵便局での納付も可能ですので、ぜひご利用ください。なお、手数料はかかりません。

## ◆コンビニ納付できる税・取扱場所

コンビニ納付ができる税	町民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
コンビニ納付ができる取扱場所 ※取扱場所は納付書裏面に掲載しています。	▷町内コンビニエンスストア サークルK、ローソン、ファミリーマート ▷町外コンビニエンスストア (50音順) くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、MMK 設置店 (※)、ローソン、ローソンストア100
そのほかの納付取扱場所 ※引き続きご利用できます。	▷鶴田町役場税務会計課 ▷金融機関 青森銀行 (本・支店)、みちのく銀行 (本・支店)、青い森信用金庫 (本・支店)、つがるにしきた農業協同組合 (鶴翔支店) ▷ゆうちょ銀行、郵便局 (東北6県内に限る)

※MMK設置店：MMK端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭において『公共料金収納取扱窓口』の表示のある店舗

## ◆納付書が変わりました

コンビニや郵便局で納付できる町民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書は、平成29年度分から新しくなっています。平成28年度までは、納税や納付をお知らせする「通知書」と金融機関等で払い込むために必要な「納付書」を1冊の冊子にして送付していましたが、平成29年5月からは、冊子になった通知書と、期別ごとに1枚1枚分かれている納付書を同封して送付しています。納付書にはコンビニ納付用のバーコードが印字されています。

## ◆納付方法について

コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書を、コンビニエンスストアのレジにお持ちになって納付してください。

※納付書に記載されている期別と納期限を確認し、納める納期の分だけレジへお出してください。

※領収印を押してある領収証書とコンビニのレジで発行されたレシートは納付を証明する重要な書類ですので、必ず受け取り、一緒に保管してください。

## ◆コンビニで取り扱いできない納付書

- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- コンビニ取扱期限が過ぎたもの
- バーコードが印字されていないもの
- 破損、汚損によりバーコード読み取りができないもの
- コンビニ納付対象外の納付書

## ■コンビニ納付に関する問い合わせ先

町税の課税に関すること … 税務会計課 税務相談班 (内線121・122・125)

町税の納付に関すること … 税務会計課 出納徴収班 (内線123・124)